

群馬県社会的養護自立支援拠点事業所周知啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

群馬県社会的養護自立支援拠点事業所周知啓発業務

2 趣旨・目的

様々な事情で親元から離れて児童養護施設や里親宅等で生活し、その後、施設や里親宅を巣立っていく若者（ケアリーバー）は、家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多いことなどから、自立に向けた適切な支援を行うことが重要です。

群馬県では、平成30年度から一般社団法人ヤング・アシストに委託し、「アフターケア拠点」である「ヤング・アシストいっぽ」においてケアリーバーの支援を行ってきました。

令和6年度からは、ケアリーバー等の孤立を防ぎ、適切な支援につなぐために、必要な情報の提供、相談及び助言等を行う事業である、社会的養護自立支援拠点事業が、都道府県が実施に努めるべき事業として法定化したことに伴い、「ヤング・アシストいっぽ」を社会的養護自立支援拠点事業所として新たに位置づけ、引き続きケアリーバーの支援を行っています。社会的養護自立支援拠点事業では、従来「アフターケア拠点」の支援対象者であったケアリーバーに加え、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等も対象に追加されております。

本業務では、こうした従来からの変更点も含め、社会的養護自立支援拠点事業所の支援内容等を広く県民一般に周知し、さらに、ホームページの改修等により、利用者の利便性を向上させることを業務の目的とします。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）

4 見積上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

（1）広報媒体の種類

広報媒体は、2種類以上とする。

例）インターネット広告、ラジオCM、ポスター、フリーペーパー、イベント など

（2）広報の内容・構成

ア 以下の項目の全て又はいずれかを満たす内容であること。ただし、①②については必ず実施すること。

- ① ヤング・アシストいっぽのHPの修正に係る企画提案※（利用者が悩みを自己解決できるQ&Aページその他のデザイン・内容等の提案）

※この契約において、HPの改修業務を委託するものではありません。

- ② ヤング・アシストいっぽの活動内容を紹介する動画の作成
- ③ 「社会的養護自立支援拠点事業」の言葉・内容について広く一般県民に向けた周知
- ④ ヤング・アシストいっぽについて広く一般県民に向けた周知
- ⑤ ヤング・アシストいっぽのHPへ誘導する啓発グッズの作成

イ 広報の具体的な内容・構成については、受託者の提案を踏まえ、群馬県との協議の上で決定すること。

ウ 広報には、実施者が「群馬県」、資金提供者が「公益財団法人ぐんぎん財団」であることがわかる表示あるいは表現を必ず盛り込むこと。

エ 動画、静止画、アニメーション、イラストなど表現方法は自由とする。

(3) 広報の実施

広報に係る表現方法は自由であるが、次のことを念頭に置いて作成すること。

ア ヤング・アシストいっぽの事業内容が県民に正しく十分に行き渡る方法・内容の広報であること。

イ 利用者世代（高校生世代から概ね20代まで）に訴求できる広報であること。

(4) 広報で作成した著作物の二次使用

広報で作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は群馬県に帰属し、作成した著作物を群馬県が二次使用することを承諾すること。

(5) 広報の納品

ア 作成した広報物のマスターデータ及び二次使用のためのデータは、光学ディスク等の記録媒体に保存の上、それぞれ一部ずつ納品すること。ただし、この方法による納品が困難なものは、群馬県と協議すること。

イ 二次使用データのうち、動画については、マイクロソフト社が提供する「Windows Media Player 12」で閲覧可能で、動画配信サービス「YouTube」でサポートされているファイル形式で納品すること。

6 成果物及び納期

本業務の実施に際して制作した成果物については、群馬県との協議の上、群馬県が指示する日及び場所に納品すること。

7 特記事項

- ・受託者は、業務の実施にあたり委託者、また、必要に応じて一般社団法人ヤング・アシストと適宜打ち合わせを行うなど、密接な連絡をとりながら業務を遂行するものとし、疑義

が生じた場合は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

- 成果品は、すべて委託者の所属に帰するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等してはならない。
- 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害はすべて受託者の責任において処理するものとする。
- 本業務の実施に必要な事項（群馬県との打合せを含む）に係る一切の経費については、委託額に含む。
- この仕様書に定めるものであっても、特別な事情が生じた場合、双方協議の上、この仕様書を変更することができる。